

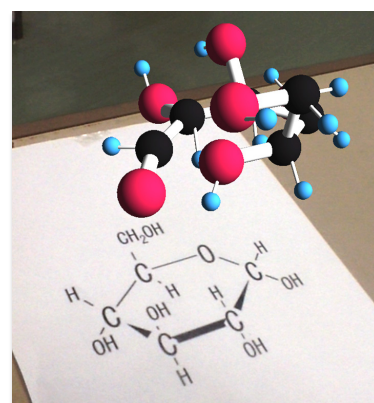
九州大学附属図書館付設教材開発センターだより

ICER Newsletter

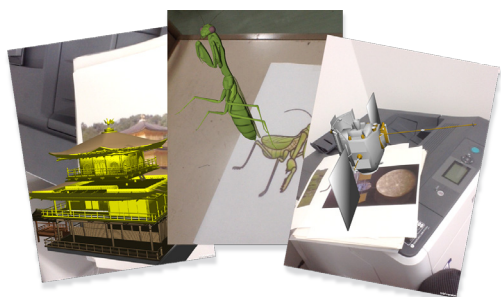
新しい教材を体験しませんか？

インタラクティブな教材開発に利用できる新技術紹介

教材開発センターでは、紙の教科書では実現が難しかった映像や音を使った体験型の教材を開発するために、様々な技術の調査や検証を行っています。それらの調査の中から、今回紹介する技術は「拡張現実：Augmented Reality（以下、AR）」と呼ばれる技術です。この技術は、コンピューターを通じて現実の物体に情報を付加することで、現実の環境を拡張するものです。このような技術は教育にとって非常に有用です。例えば、化学の教科書に化合物の分子式が掲載してあった場合、その分子式は平面なので化合物の立体構造を把握することができません。しかしながら、ARを利用することで、教科書の分子式にタブレット端末をかざして、端末上に化合物の立体構造を表示することができます。



また、この立体構造を回転させたり拡大縮小したりして、構造の詳細を見ることができます。このARは、化合物の立体構造だけでなく、歴史的な建物の立体構造を把握したり、生物の部位の詳細を把握したりするのに



も役に立ちます。また、ARは、紙の絵を認識するだけでなく、位置情報などのセンサーと組み合わせることで様々な応用が考えられます。教材開発センターでは、ARを利用した教材開発の研究も行っておりますので、ARを利用することで有用な教材のアイデア等ございましたら当センターまでご連絡ください。一緒に、教育に有用な教材を開発していきましょう！

▶ <http://icer.kyushu-u.ac.jp/contact>

pickup!

「ビブリオバトル ～九州大学 21世紀プログラム 決勝～」



「本を知って人を知る。人を知って本を知る」 紹介者が読んで面白いと思った本を「語り」で紹介して、聴衆が一番読みたくなった本に投票し、その投票数を競う「ビブリオバトル」。九大でも行われているのはご存知ですか？ その中で、昨年、21世紀プログラム・1年生コアセミナーで行われた「ビブリオバトル ～九州大学 21世紀プログラム 決勝～」をご紹介します。

予選を勝ち上がった8人が、「チャンプ本」を競います。それぞれの学生が個性豊かにオススメの本を紹介していて、必ず読みたくなる本が1冊はあります。また、本だけでなく、紹介者の「語り」を楽しめるのもビブリオバトルの魅力です。動画は予選ラウンドから公開されていますので、多くの本の紹介を視聴できます。今年のビブリオバトルではどのような本がどのように紹介されるのか、乞うご期待です。



動画はこちら ▶▶ [🔍 ビブリオバトル 21世紀プログラム](#)

スマートフォンやタブレットに授業資料を配布！

Handbook は、iOS 端末、Android 端末のスマートフォンやタブレット端末、Windows 8 (メトロモード) で手軽にコンテンツの提供と閲覧するためのシステムであり、情報統括本部がシステムを運用管理し、教材開発センターがコンテンツの作成を支援しています。教職員は自由に Handbook コンテンツを作成することができ、授業資料の配布はもちろんのこと、端末への資料の保存を禁止することもできるので会議資料をセキュアに配布することができます。現在、教職員・学生全員を対象に、情報倫理のコンテンツが提供されています。

ここでは、理学研究院の山中美智准教授担当の全学教育の理系コア科目「化学 II 高分子化学入門」を利用事例を簡単に紹介します。本授業は例年 150 から 200 名が受講し、毎回の授業時に紙の資料を配布していました。しかしながら、受講者数が多く、また初回の授業で何名受講するかが不明のため、資料の準備と配布が大変でした。また、今年度の学部一年生から PC 必携化が開始し、Handbook では Windows 8 専用のアプリも提供されており、さらに PC の Web ブラウザでも閲覧できるため、スマートフォンを所持していない学生も利用できるという判断から、Handbook で授業資料を配布することにしたということです。スライドを PDF 化したものを Handbook にアップロードし、授業開始の数日前から閲覧できるように設定されています。

Handbook の詳細は <http://handbook.iii.kyushu-u.ac.jp/> をご覧ください。



知っていますか？ 電子教材の著作権

Q 出所さえ明示すれば、著作権者に使用許諾を取得する必要はないのでは？

A 使用許諾の事前取得を不要とする例外規定はありますが、本来は必要なものです。

著作物は著作権法によって保護されています。したがって他人の著作物を教材の一部として利用する場合は、原則として著作権者の許諾を得ることが必要です。また、自分の著作物の利用であっても、譲渡可能な著作権(財産権)が他人に譲渡されている場合は、譲渡先の著作権者(たとえば学協会や出版社など)の許諾を必要とします。

一方、学問は日々更新される先人の業績の積み重ねによって成り立っています。このため、特に自然科学系の大学教育において、教員や学生が専門書や最新の学術雑誌に掲載されている他人の著作物を教材の中で二次的に利用しようとするのは当然と言えます。しかし、教材作成について、著作権者から以下のような注意*が喚起されていることを、教職員や学生は知っておく必要があります。

* 大学等におけるテキスト作成時のご注意 - 日本医書出版協会
<http://www.medbooks.or.jp/textbook/>

これからの講習会開催予定

電子教材著作権

病院	6月10日 17:00~18:30	総合研究棟 2F 201 号室
伊都	7月 8日 10:30~12:00	伊都図書館 2F 情報サロン
筑紫	8月12日 10:30~12:00	総合研究棟 (C-CUBE) 2F e ラーニング室
大橋	9月	日時・会場未定
箱崎	10月	日時・会場未定

※詳細が決定次第、ICER ウェブサイトにてお知らせします。

電子教材開発者向け

~ WebGL を利用した 3D コンテンツ開発 ~

伊都	6月27日 16:30~18:00	センター1号館 6F1601 号室
大橋	6月28日 16:30~18:00	情報基盤研究開発センター大橋分室 第1実習室

講習会情報 ▶ http://icer.kyushu-u.ac.jp/seminar_cal

講義などの教育コンテンツを撮影しませんか？

教材開発センターでは、質の高い教材作成のサポートとして、九州大学公式の各チャンネル上での公開を目的とした、講義や講演などの撮影依頼を承っております。また、撮影済みデータをご提供いただき、各チャンネルにて配信も可能です。録画したコンテンツは、YouTube、iTunes U、QOCW(九州大学オープンコースウェア)で広く公開されます。撮影・公開をご希望の方は、下記メールアドレスまでお気軽にお問い合わせください。

▶▶ 撮影・公開のお問い合わせは、video@icer.kyushu-u.ac.jpまで ◀◀